

台湾特許制度の概説

国際第3委員会*

抄録 近年台湾は電子産業を中心とした製造業の急速な発展を遂げ、日本企業と台湾企業との間の競争も激しくなっている。このため、日本企業にとって台湾で特許を取得することは技術分野によっては極めて重要であると認識されている。台湾は、2002年のWTOへの加盟及びそれに伴うTRIPS協定遵守のために特許関連の法制を整備してきており、更には近く知財法院の設置を予定するなど、特許権保護強化にも積極的に取り組んでいる。

本稿では台湾の特許業務に携わり始めた方にもご理解頂き易いように、Q & A方式で台湾特許制度の概要を纏めた。初めて台湾特許制度に接する方々に、台湾特許制度の概略を把握していただければ幸いである。

目次

1. 制度概要
2. 特許出願
3. 特許権
4. おわりに

1. 制度概要

Q 1 台湾の特許制度の特徴はどのようなものですか？

A 1 台湾の特許法（専利法）は日本の特許法に類似した法律になっており、日本の特許制度と似た制度になっています。以前は、パリ条約による優先権の主張及び国際出願制度が使えませんでした。現在は、日本の特許出願に関しては、日本と台湾との間の協定に基づき、日本出願を基礎として、台湾出願時に優先権の主張ができます。台湾がWTOに加盟してからは、WTO加盟国の特許出願に基づく優先権の主張も認められるようになりました（専利法第27条）。

Q 2 特許出願件数はどの程度でしょうか？

A 2 台湾における2005年の特許出願は47,841件で過去最高でした。同年の実用新案登録出願は23,226件でした。ちなみに、日本における2005年の特許出願は約42万件、実用新案登録出願は約1万1千件です。

Q 3 台湾ではコンピュータ・プログラムは特許法による保護の対象になりますか？

A 3 コンピュータ・プログラム自体は保護の対象になりません。「プログラムを記録した記録媒体」を記載した請求項は審査対象となりますが、プログラム自体は無体物であるため、記録媒体中に保存したものでなければ発明に属する主題とはいえないと規定されています。

* 2006年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 4 微生物に関する発明には生物寄託が必要となりますが、台湾ではどのようにすればよいですか？

A 4 台湾特許法では国際寄託機関に寄託していた場合でも、特許出願から3ヶ月以内に台湾寄託機関に寄託をして台湾寄託機関発行の寄託証明書を提出する必要があります（専利法第30条）。

ブダペスト条約で規定する要件よりも厳しい規定であることに注意が必要です。

2. 特許出願

Q 5 日本企業が台湾に特許出願する場合、願書、明細書（特許請求の範囲を含む）、必要な図面、要約書以外にどのような書類が必要ですか？

A 5 発明者の雇用を証明する書類が必要です（専利法第25条）。また、特許出願が日本語明細書でなされた場合は、4ヶ月以内（2ヶ月延長可能）（方式審査基準1-4）に中国語の翻訳文を提出する必要があります（専利法第25条第4項）。

Q 6 台湾内の優先権制度はありますか？

A 6 台湾での基礎出願から12ヶ月以内なら優先権主張ができます（専利法第29条）。

Q 7 実用新案登録出願制度はありますか？また、実用新案登録出願は審査されますか？

A 7 台湾にも実用新案登録出願制度があります。日本と同様に、台湾も実用新案登録出願について審査主義から方式審査のみで登録する制度に改正しました（2004年7月）。これに伴い権利の存続期間も、従来実用新案登録出願日から12年であったものを10年に改めま

した（専利法第101条）。また、権利行使の際には、実用新案技術報告書の提示が必要になります（専利法第104条）。

Q 8 日本語で台湾に直接特許出願をして出願日を確保することはできますか？

A 8 できます。台湾特許出願及び実用新案登録出願の言語は中国語ですが、日本語で出願した後、指定された期間内（4ヶ月+2ヶ月延長可能（方式審査基準1-4））に中国語翻訳文を提出することで、日本語出願日が実際の出願日とみなされます（専利法第25条第4項）。また、期限内に翻訳文を提出できなかった場合は、出願は却下されますが、翻訳文の提出期間経過後、出願却下の通知前に翻訳文を提出することができれば、翻訳文提出日が出願日とみなされます。

Q 9 出願公開制度はありますか？

A 9 出願日（優先日）から18ヶ月経過後に公開されます（専利法第36条）。

Q 10 新規性喪失の例外の適用規定はありますか？

A 10 台湾の特許出願については、次の事項に該当する場合に限り、新規性喪失の例外の適用を受けることができます（専利法第22条）。

(1) 研究又は実験のために発表又は実施された場合において、その発表又は実施の日から6ヶ月以内に特許出願したとき。

(2) 政府主催の又は政府の認可した展覧会に展示されたものであって、展示の日から6ヶ月以内に特許を出願したとき。

(3) 出願人の意に反して漏洩されたものであるが、その日から6ヶ月以内に特許を出願したとき。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なお、上記(1)(2)の事由に基づく新規性喪失例外の適用を受けるためには、特許出願時に関係する事実及び日付を述べ、証拠書類があるときには、指定期間内にこれを提出する必要があります。

Q 11 明細書等の補正はいつできますか？

A 11 出願人は、特許出願日から15ヶ月以内であれば、明細書又は図面を補正することができます（優先権の主張がある場合、その起算日は優先日の翌日となります）。出願日から15ヶ月以降も、次の期日又は期間内に明細書又は図面を補正することができます（専利法第49条）。

(1) 審査請求するとき。

(2) 出願人以外の者が審査請求した場合、該出願について実体審査を行う旨の通知送達後3ヶ月以内。

(3) 特許庁が査定前に通知した意見書提出期間内。

(4) 再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内。

これらの補正は、出願時の原明細書又は図面が開示する範囲を超えてはなりません。

Q 12 審査において、特許出願を拒絶する場合には、必ず拒絶理由が通知されますか？

A 12 拒絶理由を通知することなく、拒絶査定を発することができます（専利法第44条）。日本では、必ず拒絶理由が通知されますが、台湾ではいきなり拒絶査定が送達されることがありますので、注意を要します。ただし、拒絶査定に不服がある場合は、拒絶査定書の送達日より60日以内に再審査の請求ができます（専利法第46条）。

Q 13 拒絶理由通知に対する応答期間は通常どの程度の期間ですか？ また、応答期間を延長することはできるでしょうか？

A 13 台湾においては拒絶理由通知に対する応答の指定期間は通常60日間となっています。

また、審査官の許可を条件に、拒絶理由通知に対する応答期間を延長することは可能です。特許施行規則第6条に、専利法及び本施行規則に規定されている期限に関し、申請人はその満了前に、特許庁に期限延長の申請をすることができる旨規定されています。

Q 14 台湾では審査請求制度を採用していますか？ また、採用している場合、審査請求期間は出願から何年ですか？

A 14 2002年10月26日以降に出願された特許出願に関して審査請求制度が採用されています。何人（出願人若しくは第三者）も審査請求することができます。出願日から3年以内に特許庁に対し審査請求することができます（専利法第37条）。この審査請求は、取り下げることができません。3年以内に審査請求しなかった場合は、当該特許出願は、取り下げられたものとみなされます（専利法第37条第3項）。

Q 15 台湾の優先審査制度はどのようなものですか？

A 15 出願公開され且つ審査請求された出願に係わる発明が、出願人以外の者によって商業的に実施されている場合には優先審査の対象となります。手続に際しては、発明が商業的に実施されていることを示す資料を提出する必要があります。特許庁に対する追加料金は発生しません（専利法第39条、特許施行規則第27条）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 16 分割出願制度はありますか？

A 16 台湾にも分割出願制度はあります。分割出願は元の出願が再審査査定される以前に行わなければなりません（専利法第32条第2項）。

Q 17 特許出願を实用新型登録出願に変更するような出願変更制度はありますか？

A 17 特許出願から实用新型登録出願に変更することも实用新型登録出願から特許出願に変更することも可能です。但し、原出願について許可査定書が送達された後、あるいは原出願の拒絶査定書が送達された日から60日経過した後は、出願変更を申請することができません。

Q 18 複数項を引用した従属クレームを作成できますか？ また、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成できますか？

A 18 台湾では複数項を引用した従属クレームを作成することはできますが、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成することはできません（特許施行規則第16条第5項）。

Q 19 台湾には異議申立制度及び無効審判制度はありますか？

A 19 2004年7月1日から異議申立制度は廃止されました。異議申立制度の廃止に連動して無効審判制度の請求人適格が見直され、一部の無効事由（共同出願違反、冒認出願）を除き、何人も無効審判を請求できるようになりました（専利法第67条）。なお、共同出願違反と冒認出願については、利害関係人のみが無効審判の請求人となり得る、との制限があります。

3. 特許権

Q 20 特許権が侵害された場合、権利者が取りうる法的措置には、どのようなものがありますか？

A 20 侵害行為の差止め、損害賠償などを求めて裁判所に民事訴訟を提起することができます（専利法第57条）。

Q 21 台湾では、特許権侵害の刑事罰規定はどのようになっていますか？

A 21 2001年の改正により、特許権侵害の刑事罰規定は廃止されました。施行日である2001年10月26日から、特許権侵害に関する刑事手続は完全に無くなり、それまでに係属していた刑事事件も遡及的に消滅することとなりました。刑事罰の廃止により、警察機関の強制捜査によって得られた特許権侵害の証拠を民事訴訟手続にも使える「付帯民事訴訟手続」も特許権侵害事件では廃止されました。これにより、特許権侵害に関する訴訟は通常の民事訴訟のみとなり、侵害立証は以前と比較してより困難になったと言われています。しかし、2007年に成立する見通しの知的財産案件審理法で、文書の提出命令を実効あらしめるために営業秘密に関する秘密保持命令の規定を設けるなど、特許権侵害に関する民事訴訟での侵害立証の容易化について改善がなされる方向にあります。

Q 22 裁判所の構成と審級はどうなっていますか？

A 22 台湾の裁判所は、民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所の3種類に分類され、特許権の侵害訴訟は民事裁判所で行われます。民事訴訟は、基本的に三審制を採用しており、第一審を地方法院（20箇所）が、第二審（控訴審）を高等法院（6箇所）が、第三審（上告審）を最高法院（1箇所）が担当します。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

地方法院での審理は、原則として1人の裁判官により行われ、高等法院及び最高法院での審理は、3名の裁判官からなる合議廷により行われます。地方法院の判決の傾向や技術的理解力には、法院間でかなりのバラツキがあるとも言われています。なお、台湾では、知的財産事件の審理の適正化・迅速化を強化するため、知的財産事件のみを専門に扱う知財法院（第一審及び第二審を担当）を2007年に設立するとしており、裁判所の特許権侵害訴訟の専門能力が向上することが期待されます。

Q 23 台湾内で特許表示を行っていない特許発明に係わる製品を販売していました。その後、特許権侵害品が台湾内において販売されていることを知りました。損害賠償請求をする場合、特許権発生の日から損害賠償請求ができますか？

A 23 台湾の特許法においては、損害賠償請求の要件として特許証番号表示を要件としています（特許法第79条）。具体的には、特許法第79条には「特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証の番号を表示しなければならず、並びに、実施権者又は強制実施権者にも該特許証番号の表示を要求することができる。特許証番号を表示しなかった場合、損害賠償を請求することができない。但し、特許権侵害者が、該物品が特許に係るものであることを明らかに知っていた場合、又はそれを知り得ることを証明できる事実がある場合は、この限りでない。」と規定されております。従いまして、特許表示を行っていなかった場合は、例えば、警告後からでなければ損害賠償を請求することはできません。

Q 24 間接侵害の規定はありますか？その要件は何ですか？

A 24 台湾の特許制度においては、いわゆる間接侵害に関してこのような行為を侵害とする規定が明記されておられません。しかしながら、実務的には、特許法での侵害排除と予防の規定（特許法第84条第1項）、及び民法（民法第184条）の運用により間接侵害が救済される可能性があります。また、特許法第86条には、「他人の発明特許権を侵害する行為に用いた物、又は該侵害行為により生じた物は、侵害された者の請求により、仮差押えをし、賠償の判決後、賠償金の全部又は一部に充当することができる。」と規定されており、仮に専ら特許権侵害物品の製造に供される機器、又は特許権侵害物品に専ら使用される部品があれば、この条項を根拠に仮差押えを請求することが可能です。

Q 25 均等論や包袋禁反言の法理はありますか？

A 25 これらの法理を適用すべき法上の明文の規定はありません。1999年に台湾特許庁が公表した「特許権侵害鑑定ガイドライン」には、特許権の権利範囲の解釈基準に関するコメントも含まれており、均等論も包袋禁反言も権利範囲の解釈に用いられるべきであることが記載されています。裁判所の判決でも最近では事実上均等論を適用したと認められる判決が散見されるようになっているようです。

Q 26 台湾で特許権侵害訴訟が提起された場合、裁判の中で、相手の特許の有効性を争うことができますか？

A 26 台湾では裁判所が特許の有効性の判断をすることは原則としてありません。すなわち、特許の有効性の判断は特許庁における無効審判で争わなければなりません。無効審判が請求された場合、裁判所における訴訟手続きは停止される場合が多いようです。このため、特許権侵害訴訟においては、被告の無効審判請

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

求によって、特許権侵害訴訟の判決までに長期間を要することが問題になっています。このため、2007年成立予定の知財案件審理法では、裁判所が自ら特許の有効性を判断し、その判断に基づき特許権侵害訴訟の判決を出すことができる規定が設けられることになっています。ただし、この場合、裁判所による特許の有効性の判断は当該事件のみを拘束することになります。

4. おわりに

本論文は知財管理誌Vol.56 No.4 2006の「中国特許制度の紹介」の姉妹編に相当する。

本論文の作成にあたっては当協会の国際第3委員会に所属し、実際に台湾特許出願又は台湾

特許権に関する業務に携わっているメンバーが台湾特許制度に初めて接したときに疑問に思った事項を中心に抽出し、Q & A形式に纏めた。

本論文を初めて台湾特許制度に接する方の参考にしていただき、台湾特許制度の概略を把握する一助としていただければ幸いである。

更に、台湾特許制度の詳細について関心をもたれた方は、台湾特許制度関連の各種文献（例えば、当協会発行資料第318号「アジア諸国における特許権行使上の留意点」、第320号「中国・韓国・台湾調査団報告」、第332号「アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点(改訂版)」等）を参考にしていただければ幸いである。

(原稿受領日 2007年3月1日)

